

## 《利用料金表(訪問介護)》

(契約書第9条参照)

### ■介護保険の給付の対象となるサービス

※介護保険適用の場合は、原則として料金表の1割がご利用者負担額となります。

各サービスについて、平常の時間帯(午前8時から午後6時)での料金は次の通りです。

※料金については、処遇改善加算Ⅱ、特定処遇改善加算Ⅱ、地域区分7級地の単位単価(10.21)を乗じて算定しています。

#### 身体介護が中心である場合(1回につき)

サービス区分	サービス提供時間	基本単位数	利用料金
身体介護1	20分以上30分未満(A)	249単位	290円
身体介護2	30分以上60分未満(B)	395単位	462円
身体介護3	60分以上90分未満(C)	577単位	673円
	以降30分を増すごとに算定	+ 83単位	+ 96円

#### 生活援助が中心である場合(1回につき)

サービス区分	サービス提供時間	基本単位数	利用料金
生活援助2	20分以上45分未満	182単位	213円
生活援助3	45分以上60分未満	224単位	261円

※ 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に、引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったときの料金は以下のとおりです。

サービス区分	サービス提供時間	基本単位数	利用料金
身体1生活1	身体(A)+生活20分以上45分未満	315単位	368円
身体1生活2	身体(A)+生活45分以上70分未満	381単位	445円
身体1生活3	身体(A)+生活70分以上	447単位	522円
身体2生活1	身体(B)+生活20分以上45分未満	461単位	537円
身体2生活2	身体(B)+生活45分以上70分未満	527単位	615円
身体3生活1	身体(C)+生活20分以上45分未満	643単位	750円
身体3生活2	身体(C)+生活45分以上70分未満	709単位	827円

### ■加算について/介護のみ

<b>緊急時訪問介護加算</b> 利用者やご家族等から要請を受け、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認め、居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合。	100単位/月	117円
--	---------	------

### ■サービス時間による割増料金

提供時間帯	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前6時～午前8時	午後6時～午後10時	午後10時～翌朝午前6時
加 算 割 合	25%	25%	50%

## 《利用料金表(介護予防・日常生活支援総合事業)》

(契約書第9条参照)

### ■総合事業の対象となるサービス

※平常の時間帯(午前8時から午後6時)の料金は1ヶ月ごとの定額制です。介護予防訪問サービス計画において位置づけられた要介護状態区分によって下記のとおりとなります。

※料金については、処遇改善加算Ⅱ、特定処遇改善加算Ⅱ、地域区分7級地の単位単価(10.21)を乗じて算定しています。

サービス名称	要介護状態区分	提供回数	サービス単位	利用料金 (加算含む)
訪問型サービス費Ⅰ (独自)	事業対象者 要支援 1・2	週 1 回程度のご利用	1,172単位	1,366円
訪問型サービス費Ⅱ (独自)		週 2 回程度のご利用	2,342単位	2,731円
訪問型サービス費Ⅲ (独自)	事業対象者 要支援 2	週 2 回を超える程度のご利用	3,715単位	4,333円

## 《介護、介護予防・日常生活支援総合事業共通》

### ■加算・減算について

サービス名称	サービス単位	利用料金
初回加算 初回に実施した訪問サービスと同月内に、サービス提供責任者、または他の訪問介護員等が訪問サービスを行う際に同行訪問した場合。 (過去2ヶ月、当事業所から訪問サービスの提供を受けていない場合も含む。)	200単位/月	233円
同一建物減算1 事業所と同一建物の利用者等にサービスを行なう場合	所定単位数の10%減算	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	月の総単位数の 1000分の100相当の単位数	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	月の総単位数の 1000分の42相当の単位数	

### ■介護保険給付、総合事業の対象にならないサービス

※以下のサービスについては、利用料金が全額利用者の負担となります。

通常の事業実施区域外への交通費	40円/km
複写物の交付 サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合の実費。	10円/枚
介護保険給付、総合事業費の支給限度額を超えるサービス 支給限度額を超えてサービスを利用される場合のサービス料金。	